

平成 23 年 4 月 28 日

指定介護保険事業所 様

岩手県国民健康保険団体連合会

事務局長 海 沼 茂

東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱い（4月サービス提供分）について（通知）

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省より「平成 23 年 4 月 22 日付け東日本大震災に関する介護報酬等の取扱いについて（4月サービス提供分）」通知が発出されました。

つきましては、平成 23 年 4 月サービス提供分の介護報酬等の請求について、下記のとおりといたしますので、別添の厚生労働省からの事務連絡と併せて御確認くださいようお願いいたします。なお、御不明な点については、担当課までお問い合わせください。

記

1. 平成 23 年 4 月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について

平成 23 年 4 月サービス提供分に係る介護報酬等の請求については、平成 23 年 3 月 12 日以降にサービス提供を行い、3 月サービス提供分について概算による請求を行った介護サービス事業所等に限って、請求事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、4 月サービス提供分についても、1 か月分を通して概算による請求を行うことができます。

なお、これ以外の場合については、通常の方法により請求を行ってください。

2. 概算請求による請求の取扱いについて

概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、平成 23 年 5 月 10 日（火）午後 5 時までに別添届出様式に必要な事項を記載の上、本会介護保険課あて提出願います。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に請求願います。

3. 通常の方法による請求の取扱いについて

(1)平成 23 年 4 月サービス提供分に関し、通常の方法による請求を行う場合には、4 月 5 日付け厚生労働省事務連絡を確認の上、請求願います。

(2)平成 23 年 4 月サービス提供分に係る請求明細書の提出期限は 5 月 10 日（火）午後 5 時までといたします。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に請求願います。

4. 伝送または FD による請求方法を届け出ている被災地域のサービス事業所等について

今回の災害により、伝送または FD による請求ができない事業所については、請求方法の届出によらず、FD または紙により請求可能な媒体で提出をお願いいたします。

担当：介護保険課

TEL 019-623-4325

FAX 019-653-2216